

I. 事業概要

1. 調査概要

(1) 事業目的

全国約358万（平成28年6月時点）の中小企業・小規模事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の定めによる。以下同じ。）は、革新的な技術の創造の担い手として、また地域経済の担い手として我が国の産業競争力の源泉をなす存在であり、その事業活動の活性化は日本経済の成長と発展のために必要不可欠である。中小企業・小規模事業者の経営戦略において、自らが保有する優れた技術等を権利化し有効活用する知的財産活動は、経済のグローバル化に対応する意味でも重要である。

しかしながら、中小企業の特許出願件数は、昨今上昇傾向にある一方で、内国人の特許出願件数に占める中小企業の割合は15%に過ぎず、事業展開を進める上で知財を活用しようという中小企業はまだ限られていることが実情である。これは、知的財産に関する人材や情報・知識の不足や、出願等の知財活動にかかる資金の捻出が困難であることなどが理由として挙げられる。

こうした背景を踏まえ、政府においては、平成28年6月に取りまとめた「日本再興戦略2016」で、中小企業支援機関との連携推進などを通して、中小企業の知財戦略の強化及び必要な審査体制を強化することとし、平成29年5月に決定された「知的財産推進計画2017」においては、「知財活用途上型」中小企業に対する知財の普及・活用支援を強化することと、「知財活用挑戦型」中小企業に対する海外展開支援等を強化することを明記した。また、特許庁においては、平成28年9月に「地域知財活性化行動計画」を策定し、中小企業における知財の権利化・活用を支援することを目的として、特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）をはじめとする支援機関等が今後実施していく取組を取りまとめ、実施しているところ。

このような状況において、今後の知財活動の普及と支援をさらに促進するためには、現在の中小企業の知財活動について十分な情報を把握するとともに、中小企業の知財活動にかかる行動を分析することが重要である。また、地域知財活性化行動計画においては、地域・中小企業のニーズを踏まえた支援施策を展開するため、全国的なニーズ・満足度調査を実施し、必要に応じて目標の改定等図るなどのPDCAサイクルを確立することとしている。

本調査は、今後、特許庁において中小企業・小規模事業者に対する知財支援の強化に向けた検討を進めるため、中小企業・小規模事業者全般の知的財産活動について多角的な調査・分析を行い、定量的なデータを元に中小企業の知財活用に関する現状及び課題を明確化することで、今後の中小企業・小規模事業者向け知財支援施策検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 実施方法

本調査の実施にあたっては、以下の3つのパートに調査を進め、さいごに全体にわたる分析・総括を行い、今後の中小企業等向けの知財支援施策検討に資するとりまとめを行う。

- (1) 中小企業全般における知的財産活動に関する調査（統計データ分析 II章）
- (2) 出願実績のある中小企業の知的財産活動実態調査（アンケート調査 III章）
- (3) 特許庁の地域・中小企業支援施策の変遷に係る調査（施策史編纂調査 IV章）
- (4) 分析・総括（とりまとめ V章）